

宮崎海岸侵食対策検討委員会 第 17 回技術分科会 議事概要

令和 7 年 3 月 27 日(木) 13:00～16:00

【「宮崎海岸保全の基本方針」の付帯事項（案）】

1. 第 16 回技術分科会・第 24 回委員会の振り返り

2. 「宮崎海岸保全の基本方針」の付帯事項（案）

事務局：（資料 17-Ⅲの 1. 及び資料 17-Ⅱを説明）

委員：付帯事項中、対策についての記載「小規模な複数の突堤のみで」を前提条件とすべきではない。また、「技術的に困難な場合は」と仮定として記載されているが、浜幅 50m の確保が一部区間で技術的に困難であることは、技術分科会・委員会で確認された確定事項である。本直轄事業の到達点を示すため、「直轄事業期間中は困難である」と記載するべきではないか。提示された付帯事項のページの点線枠内のみが付帯事項なのではなく、このページ全体が付帯事項であると考えため、修正を提案する。

委員：「宮崎海岸保全の基本方針」には、堤長 300m の突堤整備については出てこないが、提示された文章では堤長 300m の突堤整備が目標であったように読めるため、修正が必要であると考え。

委員：小規模な突堤の整備、という前提が変わらないのであれば、時間が経過して直轄事業が完了しても浜幅 50m の確保が技術的に難しいという状況は変わらないのではないかと。

委員：背後地の安全性確保が事業の第一目的であるため、目標浜幅の達成は困難であっても越波対策はしっかりするという意図が伝わる書き方にすべきではないかと。

委員：第 24 回委員会(令和 6 年 12 月開催)では、「宮崎海岸保全の基本方針」は変えず浜幅 50m 確保を目指すことは残す、としている。目標浜幅を達成できない区間があることは「可能性がある」というような書き方としたほうが、浜幅 50m 確保を目指す方針を変えないこととの矛盾がないのではないかと。直轄事業期間中は達成できないが直轄事業完了後に達成できるというのはどのような状況を想定すればいいかと。

委員：私は断定すべきであると考え。直轄完了後に目標浜幅が達成できる状況としては、例えば社会情勢が変わり、突堤を延伸できるようになるということでは考えられるのではないかと。

委員：「可能性がある」としてしまうと、技術分科会としてまだ議論の余地があるようにとらえられるため、現時点での結論として断定しておくべきであると考え。

委員：環境・利用への配慮の観点の文言も追記すると良いのではないかと。

委員：本日の議論を踏まえて事務局で付帯事項案を修文していただきたい。

【先行着手について】

1. 市民談義所、効果検証分科会の報告

コーディネータ：2月に開催された市民談義所では、先行着手箇所、住吉エリアの方向性、これからの効果検証という3つのテーマで談義を行ったが、先行着手箇所の談義に大半の時間を費やした。この1年間は密に談義所を開催し、300m突堤は実施が難しいこと、次善の策を講じる必要があることを市民と共有できている。

次善の策として小規模な構造物で対策していくことについては、技術的な考え方を学識者(村上委員)に説明いただき、市民の理解も進んでいると考えている。この1年間の談義所での密なコミュニケーションの成果が出ているとコーディネーターとして考えているが、市民からは事業のプロセスなどについていくつかの懸念が示されている。

1つめの懸念は、“小突堤7基は検討のスタートの条件”ということは繰り返して共有しているが、先行着手にとりかかることは、結論ありきでそれを無理やり進めようとしているのではないかと、談義所で市民が意見を言っても反映されないのではないかと、というものである。これについて、市民談義所の意見は、技術分科会・効果検証分科会・委員会でコーディネーターからきっちりと報告した上で、専門家の意見・助言のもとに対策を次のステッ

プに進めていくというプロセスである、ということを共有したところである。

2つめの懸念は、できるだけコンクリートなどの構造物を少なくしながら対策を講じていく「宮崎海岸保全の基本方針」について、複数の小突堤により自然の砂浜が残る景観が大きく変化するのではというもので、談義所で毎回挙げられている。人工物に頼らない工法や自然素材の工法、景観に影響の少ない工法について専門家から提案してほしい、ということも談義所で意見として挙げられている。この懸念は、次善の策の効果が市民に伝えられていないことと考えている。海岸での現象は明確に予測することが技術的な難しいことや、表現する難しさがある。さらに、どのような方法で・いつまでに・どのような状態を目指すのかを、技術的な根拠と分かりやすいビジュアルによって市民に示すことが不足していると考えられるため、今後のコミュニケーションの重要な課題と捉えている。

3つめの懸念は、次善の策を講じたことによる環境への影響、景観への影響が挙げられている。環境については、小突堤だけでなく、礫養浜も実施する可能性があるため、アカウミガメの産卵への影響が懸念されている。景観については、将来に構造物がたくさんできた時に、陸側・海側からの風景がどのように変化するのか、砂浜が回復しなければ構造物だけが増える状況が最悪の事態なのでそうならないようにきちんと考えてほしいし、自分たちも考えていきたい、という意見が市民から出されている。人工物だけ残るということを避けるために、試験的に撤去可能な構造物を設置し、効果を検証した上で本施工というようなプロセスも考えられるのでは、という意見も出されている。

先行着手とその方法について、市民が納得している状況ではないが、多様な懸念があることをコーディネーターとして技術分科会にお伝えし、その上で技術的にできることを共有し、そこからまた市民のいろんな関心や新たな懸念を確認・共有していきたいと考えている。

事務局：（資料 17-Ⅲ 2. を説明）

委員：資料 17-Ⅲp.11 で、突堤に関して景観専門の委員からの意見が示されており、その意見に異論はないが、景観の観点と海岸工学的な観点の効果的な対策が必ずしも一致しないことはありえるので、注意していただきたい。

2. 侵食対策計画の検討の進め方

事務局：（資料 17-Ⅲの 3. を説明）

委員：資料 17-Ⅳp.26 で、波浪と日汀線変化の相関が見られないとのことだが、この結論だとこれまでの地形変化予測での「漂砂量は波高・周期・波向により計算できる」という仮定に矛盾する。相関が見られない理由はどのように考えればよいか。日汀線変化について潮位補正等が実施されていないことが理由ということがあるかもしれないので、日汀線の定義を示していただきたい。

事務局：日汀線は、資料 17-Ⅳp.18 のとおり、6～18 時の間で平均潮位付近の正時 10 分前後の平均画像から判読し、日汀線変化として差分をとっている。資料 17-Ⅳp.27 には波向毎・波高ランクごとの汀線変化の相関を分析している。全体的に日汀線変化と波浪諸元の相関は明瞭ではないが、高波浪と日汀線の後退については関係性が表れている。

委員：波と地形変化の関係性がないということは考えにくく、このような結果になっていることは日汀線の定義にも関係していることが考えられる。誤解が生じないように定義を記載してほしい。

委員：汀線の定義について関連して、資料 17-Ⅳp.59 の予測計算結果の伝え方において、実測の図は砂浜の色の違いが干潮時と満潮時の汀線を表しているように見えてわかりやすいが、計算結果の図は砂浜の色が同一であり理解しにくいため、砂浜の色を変えるなどわかりやすく見える工夫をするとよい。

3. 先行着手の検討

事務局：（資料 17-Ⅲの 4. を説明）

委員：小突堤の基部の陸側の仮設工の部分は、漂砂制御上最も重要であると考えます。
具体的な構造が決まった段階で、技術分科会で内容を共有していただきたい。

委員：資料 17-Ⅲp.28 のシミュレーションの結果グラフについて、仮設工の部分の条件は透過か不透過か。不透過であれば結果グラフに不透過であることを表現することが適切である。

事務局：仮設工の部分は不透過として計算を行っている。グラフの表現についてはご指摘を踏まえて修正する。

委員：資料 17-Ⅲp.18 で、「住吉 IC の保全の観点から」大炊田～動物園東のエリアの対策を先行して実施するとされているが、住吉 IC の具体的な名称を出す、大炊田～石崎浜は対象とならないのではないかと。ここでは背後地の保全のためとして動物園東エリアを先行することを選定した後に、住吉 IC の名称を出すべきではないかと。

事務局：ご指摘を踏まえて修正する。

委員：資料 17-Ⅲp.28 の右上のグラフで示された 2028 年までの予測計算結果では防護ライン 50m が達成されないが、先行着手箇所の動物園東エリアでは浜幅 50m の達成を目指すという理解でよいかと。

事務局：ご指摘のとおりである。

委員：午前中に現地を視察し、さらに会場に掲示されている宮崎海岸の等深線図を見た感覚として、海中養浜が砂浜に効いていると感じた。海中養浜が浜に寄ってきた際に土砂をため込みやすい施設として、小突堤を整備するというのは非常に理にかなっていると感じた。

委 員 : 小突堤の設置による影響緩和については、養浜のみではなく、必要に応じて
一時的な対策、例えば袋詰め玉石なども考えられる、ということでしょうか。

事 務 局 : その認識のとおりである。

4. 検討スケジュール

事 務 局 : (資料 17-Ⅲの 5. を説明)

(特に意見なし)

以上

(注)「委員」の発言には、オブザーバーの発言も含む